

小中学生向け企業ガイドブック作成業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託する「小中学生向け企業ガイドブック作成業務」を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定める。

2 事業の目的

本県では生産年齢人口の減少や若者の首都圏への流出などにより、企業における人手不足が顕在化している。そのため、これまでターゲットとしていなかった子供たちとその親を対象に地域の魅力ある企業を掲載したガイドブックを作成することにより、若年層から当該企業の認知度向上を図り、若者の将来的な県内定着を図ることを目的とする。

3 事業の実施期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）

4 業務内容

福島県内の小中学生向けに、地元企業及び地元就職の魅力を広く紹介するパンフレットを作成する。

(1) 制作方法

ア 乙は、ガイドブック制作に関して必要な全ての業務（企画、デザイン、素材収集、取材、編集、印刷、製本等）を行う。

イ 県内全域で計40社分の記事を掲載することとし、各地域のバランスを考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(2) 規格等

ア サイズ 日本産業規格 A4 版

イ 紙質 表紙・裏表紙：コート紙
本文：コート紙以外

ウ ページ数 28ページ以上

エ 印刷 フルカラー

オ 製本方法 中綴じ

カ 印刷部数 30,000部

(3) 対象

県内小学校4年生及び中学校1年生

(4) 基本掲載内容

下表を基本とするが、事業目的達成のためのより優れた内容とすることは妨げない。

掲載項目	ページ数	備考
ア 表紙	1	
イ 本パンフレットのコンセプト（導入文）、目次	2	
ウ 小中学生の興味を惹く特集	2	・後述する企業紹介に繋がる内容とすること。
エ 位置図	2	・掲載企業の場所等が簡易的に確認できる内容とすること。
エ 企業紹介	20	・2社1ページ ・詳細は（5）のとおり
キ 裏表紙	1	
計	28	

(5) 企業紹介ページについて

ア 企業情報、インタビュー記事の他、1社につき2枚程度写真を使用し仕事風景や企業の雰囲気がビジュアル的に伝わるよう工夫すること。なお、インタビュー風景や企業の写真は、乙が撮影したもの及び企業から提供を受けたものであり、かつ企業からガイドブック掲載の承諾を得られたものを使用すること。

イ 小学4年生及び中学1年生が理解しやすい内容とすること。

ウ 他社と比較して優勢性のある取組・商品に着目した記事内容とすること。

(6) ガイドブックの封入・発送

県内の全小中学校に配送すること。ただし、送付文は県が作成する。

(7) 作成・発送期限

令和6年12月中にガイドブックの作成及び発送を完了させること。

(8) その他

ア 小中学生の興味を惹く紙面構成とすること。

イ 企画・作成にあたっては、乙は甲と十分に調整を行うこと。

5 成果品

(1) 作成したガイドブック（発送分以外の残部）

(2) 作成したガイドブックの入稿データ（PDF形式による）

(3) その他、甲が必要と認めるもの

6 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（第1号様式）
- (2) 委託業務完了届（第2号様式）
- (3) その他甲が必要と認める書類

7 委託料の支払い

支払方法は業務完了後一括精算払いとし、請求には第3号様式を使用すること。

8 受託者の責務

- (1) 本業務に関するトラブル等に関しては、乙が責任をもって対応すること。
- (2) 本事業を通して知り得た個人情報については、他に漏洩してはならない。
- (3) 個人情報については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。
- (4) 委託業務に関連する書類・領収書等は委託事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

9 留意事項

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、すべて県に帰属するものとする。また、成果品は可能な限り二次使用ができるようにすること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (3) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (5) 本事業を行うにあたり、企業から手数料若しくはこれに類する費用を徴収することは禁止する。
- (6) 本業務の全部又は一部であっても県の承認を得ることなく第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。